

韓国の校則

小島 優生

School Rules in Korea

Yuki KOJIMA

I. 韓国の教育行政組織について

韓国において、地方公共団体の教育・学芸に関する事項は特別市・広域市・道の事務として規定されている（地方教育自治に関する法律第2条）。

地方教育行政は、1特別市（ソウル特別市）、6広域市、9道を単位としてなされる広域自治制を採用している。それぞれに地方議会と独立した教育委員会が設置され、市・道の教育・学芸に関する重要事項を審議・議決し、（地方教育自治に関する法律第3条1項）執行機関として教育監が設置されているが、日本と異なり、教育監が教育を兼任することはできない。

さらに、日本で市町村に市・郡・自治区は教育委員会を持たず、教育庁と教育長が設置されているがあくまで、事務執行機関に過ぎない。

韓国には、地方自治体設置による公立学校と、私立法人設置の私立学校、そして国立学校の3種類の学校が存在するが、公立学校と私立学校はともに、地方公共団体の所管、国立学校は文部科学省に該当する教育人的資源部の所管となる。

以下、校則に関する権限の所在を中心に見ていくことにする。

II. 韓国の校則に関する法令

韓国において、校則（学則）に関する直接的な権限は、初・中等教育法第8条により、学校長が有している。同条は、「①学校の長は・・・学校規則（以下学則）を定めることができる」と規定している。

ただしこのことは、学則が校長専断にゆだねられていることを意味するわけではない。まず、学校内での決定には学校運営委員会がある。1995年の地方教

育自治に関する法律の改定により国公立のすべての学校に学校運営委員会が設置されることになった。この学校運営委員会とは、教師（校長を含む）、父母、地域社会人によって構成される審議機関であり、本稿における学則の制・改定は必ず学校運営委員会の審議を経なければならない。学則に盛り込まれる内容については、初・中等教育法第8条第2項において、「学則の規定事項および制定時期等に関する必要な事項は大統領令に定める」とされ、それを受けて、初・中等教育法施行令において、以下の10項目が規定されなければならないとされている。

1. 修業年限・学年・学期および休業日
2. 学級編成および学生定数
3. 教科・授業日数および考査と課程修了認定
4. 入学・再入学・編入学・転学・休学・退学・修了および卒業
5. 早期進級および早期卒業
6. 授業料・入学金その他の費用徴収
7. 学生褒章および学生懲戒
8. 学生自治活動の組織および運営
9. 学則改定手続き
10. その他法令で定める事項

初・中等教育法第8条によれば、指導・監督機関（国立学校の場合は教育人的資源部長官、公・私立学校の場合は地方教育行政機関の長たる教育監を指す）が認可する。

ソウル特別市の場合ソウル特別市教育監行政権限委任に関する条例により、教育監は学則変更の認可権をさらに下級機関である教育長に委任している。同条例第5条によれば、教育監が委任することのできる事項

39項目の一つとして公・私立学校の初等学校・中学校・技術学校・公民学校・公民高等学校・幼稚園、これに準ずる学校の学則変更認可が認められている。ただし、学則変更であっても初・中等学校の所在地・名称・目的の変更は教育長が認可することはできない。したがって、学則制定に関する認可は教育監、変更に関する認可は教育庁というように、監督庁が事実上異なっていることが特徴的である。

ところで、上記の10項目が学校独自で定められていることになっているが、これらほとんどがすでに法律レベルで規定されている。そのため、国立学校と公立学校といった所管の異なる学校の学則が結果として非常に似通った内容となっている。

次に、学則の例として、ソウル特別市内にある、ソウル大学校の教員養成大学付属の高等学校の学則を見ていくことにする。

Ⅲ. 韓国の学則の実例

ソウル大学校師範大学附設高等学校

第一章 総則

第1条 (目的)

本校は初・中等教育法によって中学校で受けた教育の基礎の上に中等教育を実施するが、ソウル大学校師範大学で修学する者に教育実習をさせ、中等教育に関する研究と実験をすることを目的とする。

第2条 (名称)

本校はソウル大学校師範大学附設高等学校とする。

第3条 (位置)

本校はソウル特別市城北区5洞19番地におく。

第二章 修業年限および入学資格

第4条 (修業年限)

本校の修業年限は3年とする。ただし、教育監の承認を受けた早期進級および早期卒業の場合は除外する。

第5条 (入学資格)

本校第1学年に入学できる者は中学校を卒業した者または法令によってこれと同等以上の学力があると認定された者とする。

第三章 学級数および学生数

第6条 (学科)

本校には普通科を置く。

第7条 (学級数)

学級数は学年あたり男子4学級、女子4学級計8学級とし、全学級数を24学級とする。

第8条 (学生定員)

本校の学生定員はソウル特別市教育庁の配当人員数とする。

第四章 教育課程・授業日数および試験

第9条 (教育課程)

各学年の教育課程は教育部長官が定めるところによる。

第10条 (授業日数)

授業日数は、各学年220日以上とする。

第11条 (考査)

- ① 定期考査は中間テストと学期末テストに分けて実施することを原則とする。
- ② 校長は必要に応じ、臨時考査をすることができる。

第五章 学年、学期および休業日

第12条 (学期)

学年は2学期で分ける。第一学期は3月1日から8月31日まで、第二学期は9月1日から翌年2月末日までとする。

第13条 (休業日)

休業日は以下の通りとする。

1. 役所の公休日
 2. 開校記念日：10月15日
 3. 夏期休暇：7月21日から8月20日まで
 4. 冬期休暇：12月25日から翌年1月20日まで
 5. 学年末休暇：2月24日から2月末日まで
- ② 第1項第3号および第5号の休暇期間は必要と認める場合第10条の授業日数の範囲内で校長が調整することができる。
 - ③ 第1項以外に天災地変その他緊急な事情が発生するときには臨時休業をすることができる。
 - ④ 休業日でも、必要な場合には実習をすることができる。

第六章 修了および卒業

第14条 (修了)

校長は学生の教育課程の履修程度などを評価し、学生の各学年の課程修了または卒業を認め、進級または卒業は学年制によって行うものとする。早期履修による次学年の課程の修了または卒業は教科目別に履修認定評価委員会の評価と校長が定めた基準によって認める。

- ② 各学年の修了に必要な出席日数は授業日数の3分の2以上とする。

第15条（卒業証書）

校長は学校の教育課程を履修した者と早期履修によって早期卒業する者には第1号総則により卒業証書を授与する。

第七章 入学、転学、編入学、再入学、休学

第16条（入学時期）

入学時期は学年始めから30日以内とする。

- ② 学生の再入学と編入学の時期は学期の始めから30日以内とする。ただし、本校教育課程の履修に差し支えない範囲で随時できる。

- ③ 学生の転学は随時できる。

第17条（入学方法）

本校第一学年に入学しようとする者はソウル特別市教育庁が実施した高等学校新入生入学選考を経て本校に割り当てられなければならない。

第18条（転・編入学方法）

本校に転・編入学しようとする者がいる時には欠員がある場合に教育庁の割当を受けて校長が許可するものとする。

第19条（再入学）

本校を退学し、再び入学を希望する者がいる場合には欠員がある場合に限り、同一の学年以下への再入学を校長が許可する。

第20条（入学書類）

本校に入学しようとする者は、別に定めた手続きによって入学に必要な書類を提出しなければならない。

第21条（転・編入学書類）

本校に転・編入学しようとする者は、入学に必要な書類のほか、在学した学校における生活記録簿と健康記録簿を提出しなければならない。

第22条（誓約書）

入学（転・再・編入学を含む）をしようとする者は、別に定めた手続きによって保証人連署の誓約書を提出しなければならない。

第23条（保証人）

- ① 保証人は学生の親権者または後見人とする。
- ② 第一項の保証人が学校所在地域に不在の場合には、本校所在の他の地域に住所を持って独立生計を営む成年の中から副保証人を決めなければならない。
- ③ 保証人、副保証人が住所を変更した場合には

校長に届け出なければならない。

第24条（休学）

疾病その他やむをえない事情によって休学しようとする者はその理由書に内容を証明する書類を添えて保証人連署として校長に出願しなければならない。

- ② 休学を許す期間は3ヶ月以上1年以内とするが、3回以上休学することはできない。

- ③ 兵役によって修学できない期間は第2項の規定にかかわらずこれが休学期間として認められる。

第25条（自主退学）

自ら退学（他校転学を含む）しようとする者は、保証人連署としてその事由を提出し校長の許可を受けるものとする。

第八章 学生褒章および学生懲戒

第26条（褒章）

校長は品行方正で学業が優秀な者、勤勉性が優れた者、他の模範となることをした者、または功労がある者に対して褒章をすることができる。

第27条（懲戒）

校長が教育上必要があると認めるときには学生に懲戒をすることができる。この場合校長は学生又は父母など保護者に意見を陳述する機会を与えなければならない。

- ② 懲戒はその程度によって、訓戒、学校への奉仕、社会奉仕、特別教育履修および退学からなる。

- ③ 校長が第二項の規定により懲戒をするときには、学生の人格が保障される教育的な方法としてその事由の軽重によって懲戒の種類を段階別で適用して学生に改悛の機会を機会を与えるようにする。

第28条（退校処分）

学生が以下の各号のひとつに該当するときには退学処分が命じられる。

1. 性行不良で改善の見込みがないと認定された者
2. 正当な事由なく欠席が頻繁な者
3. その他学則に違反した者

第九章 授業料および入学金

第29条（納入金）

授業料および入学金の納入に関して、授業料および入学金の納入に関する教規則が定めるところによるものとする。

第30条 (免除および減額)

校長は、経済的事情が困難な者に対し、奨学上必要と認める者に対して授業料を免じたり減額することができる。

第31条 (滞納措置)

校長は、授業料を2ヶ月以上滞納した者に出席停止を、3ヶ月以上滞納した者に対して退学が命じられる。

第十章 学生会組織および運営**第32条 (設置根拠)**

初・中等教育法第17条および同法施行令第30条に基づき、学生会を設置・運営する。

第33条 (組織)

① 学生会は以下の機構を置く。

1. 運営委員会
2. 代議員会
3. 学級会

② 学生の自治活動を補助するために本校教職員で構成された指導委員会を置く。

第34条 (運営)

学生会は指導委員会の指導を受けて学生の自治能力を養い、民主市民としての資質を涵養し、個人の趣味と特技を伸張し健全な学風を組成しうる、全ての活動を実施することができる。

第35条 (細部事項)

学生会機構の構成および運営に関する細部事項は別途の規定でさだめる。

第十一章 学校運営委員会**第36条 (設置根拠)**

初・中等教育法第31条第1項および同法施行令第58条に基づいて学校運営委員会を設置・運営する。

第37条 (審議事項)

学校運営委員会は初・中等教育法第32条で規定した事項以外にも次の各号の事項を審議する。

1. 制服および体操着の選定、修学旅行、修練活動など父母が経費を負担する事項
(ただし、特定のサークルなど特定学生を対象とする事項は除く)
2. 父母および一般人を対象とした生涯教育および地域社会教育プログラムの設置・運営に関する事項
3. 父母・教職員・学生・地域住民から提出された学校運営などに関わる事項
4. その他学校運営について委員が提案した事項

と校長が審議を求めた事項

第38条 (細部事項)

学校運営委員会の構成・運営などについてこの学則が規定していない事項は別途規定で定める。

第十二章 教科目別の履修認定評価委員会**第39条 (構成)**

教科目別の履修認定委員会(以下委員会とする)の委員は該当教科目担当教師が一人である場合には異なる学校の該当科目教師を校長が一人以上委託して委員会を構成する。

第40条 (業務)

委員会は次の各号の業務を遂行する。

1. 教科目別に履修認定評価および成績算出
2. 教科目別に履修認定評価方法の細部事項に関する決定
3. 教科目別に履修認定評価道具の制作または選定
4. 教科目別に履修認定基準の決定
5. その他教科別に早期履修認定評価と関わった業務

第十三章 早期進級および早期卒業対象者選定および還元措置**第41条**

早期進級および早期卒業対象者は身心発達と健康の調子、社会適応力などを考慮して学年の教育課程に組み合わせた教科目に対する早期履修認定を受けた者の中から選定する。

- ② 早期進級および早期卒業対象者の選定は学生当人と保護者の同意を必要とする。
- ③ 早期進級および早期卒業対象者の選定は学年別学生数の1%範囲以内とする。

第42条 (還元措置)

早期進級の不適応現象が起きる場合には学生当人と保護者の要求または同意を得て学期の初め60日以内に還元措置をすることができる。

第十四章 補足**第43条 (学則の改定)**

この学則の改定は校長が発意して総長の承認を得て改定する。

附則 (第517号)

- ① この学則は1980年3月1日から施行する。
- ② この学則上必要な細則は校長がこれを定める

附則（第 570 号）

この学則は公布した日から施行する。

附則（第 572 号）

この学則は公布した日から施行する。

附則（第 639 号）

この学則は公布した日から施行する。

附則（第 686 号）

この学則は公布した日から施行する。

附則（第 737 号）

この学則は公布した日から施行する。

附則（第 755 号）

この学則は公布した日から施行する。